

小ピット政権初期（1783～92年）における 財政改革の再検討（1）

板 倉 孝 信

1. はじめに

本研究は、英国における小ピット（William Pitt the Younger）政権初期（1783～92年）の財政改革に対する再検討を目的としたものである。当時の英国は、アメリカ独立戦争（1776～83年）の敗戦直後に発生した深刻な財政硬直化に直面しており、その早期対応が喫緊の課題となっていた。小ピット政権が成立当初の10年間に実行した財政改革は着実に成果を挙げ、そのまま財政危機は克服されるかに見えた。しかし、1793年のフランス革命戦争への参戦を契機として、財政改革は中断を余儀なくされ、英国はこの戦争中に破産寸前にまで追い込まれた。このような経緯から、未完に終わった小ピット政権初期の財政改革に対する評価は明確に定まっておらず、現在まで流動的な状態が続いている。

そこで本研究では、18～19世紀の英国で全面戦争が終結した直後に、小ピット政権初期と同様の財政危機に陥った、ウォルポール（Robert Walpole）政権前期とリヴァプール（2nd Earl of Liverpool）政権後期に焦点を当てる。その上で、両政権期に展開された財政改革を詳細に検討し、それらを小ピット政権初期の改革事例と比較する。この比較分析を通じて、各政権が採用した政策内容の共通性や相違性に注目することで、従来研究とは異なる新たなアプローチから、小ピット政権初期における財政改革の再評価を図りたい。

本研究は全体で論文3本となるため、本稿以外にも次稿・次々稿の執筆を予定している。本稿では紙幅の都合から、二次文献を中心とする分析枠組の構築と仮説の設定に専念し、一次史料を中心

とする詳細な事例分析と仮説の検証作業は、次稿以降に譲ることをお許し願いたい。本稿では第1章の導入部に続き、研究テーマの選択理由（第2章）、先行研究の批判的検討（第3章）、財政＝軍事国家における「危機」の比較（第4章）と議論を進め、そして最後に、第5章の総括で次稿以降への橋渡しを行う。

2. 研究テーマの選択理由

本章では、本研究のテーマを選択した理由を説明するため、財政＝軍事国家に関する従来の議論を概観した上で、財政＝軍事国家の「危機」という概念を新たに提起する。さらにその「危機」の事例を3つ提示し、それらを財政＝軍事国家の視点から整理することで、小ピット政権初期の財政改革に注目する意義を明らかにしていきたい。

2.1. 財政＝軍事国家としての18世紀の英国

1989年、ジョン・ブリュア（John Brewer）がその著書 *The Sinews of Power* において、名誉革命（1688年）からアメリカ独立戦争終結（1783年）までの英国における財政システムを「財政＝軍事国家」（fiscal-military state）と名付けたことは¹、以後の歴史研究に大きな影響を与えた。ここで言う財政＝軍事国家システムとは、国債発行を通じて巨額の戦費調達を円滑に行う一方、毎年の租税収入でその利払を確実に担保するものである。英国では名誉革命以降、君主個人でなく議会が債務を保証することで、国債制度への信用力を次第に向上させていった。18世紀の段階で同様の財政制度を構築していたのは、欧州列強の中でもわずかにオランダと英国のみであった²。ま

た、英国は近代的な徴税機構を整備することで、当時は技術的に困難であった間接税を中心とする租税体系を構築し、安定的な税収確保にも成功していた³。その結果、英国はフランスとの第2次百年戦争を戦い抜き、最終的な勝利を収めることが出来たのである。

1990年代以降、ブリュアが提唱した財政＝軍事国家という概念は、英国のみならず近代初期における欧州各国の歴史研究にも応用され、近代史に関する学界を大いに賑わした。我が国においても、北欧諸国を中心とする財政＝軍事国家に関する議論は盛んに展開されてきた。さらに近年の欧州では、ロシアやフランスなど欧州列強に関する関連研究が進む一方で、アジア地域における国家財政の発展も財政＝軍事国家の視点から論じられており⁴、その裾野はますます広がりがつつある。ブリュアの提起から既に20年以上が経過しているが、財政＝軍事国家の枠組が今後の歴史研究でも重要な意味を持つことは疑いない。

これと同様に、英国に関する財政＝軍事国家の研究も当然ながら盛んに行われてきたが、その末期（18世紀末葉～19世紀初頭）に関する研究は、他の時期と比べると乏しい状況にある。まず提唱者のブリュア自身が、アメリカ独立戦争終結以降の時期に関する解釈を保留しており、英国における財政＝軍事国家の衰退期についても明言していない⁵。その一方で、近年の財政＝軍事国家に関する研究を牽引しているオブライエンは、フランス革命戦争（1793～1802年）とナポレオン戦争（1803～15年）をその絶頂期かつ終焉期であると規定したが、小ピット政権初期の位置付けは明確にしなかった⁶。このように、財政＝軍事国家における小ピット政権初期の評価は、依然として宙に浮いた状態にあるため、本研究では新たな切り口からその時期の財政改革に焦点を当てていきたい。

2.2. 財政＝軍事国家における「3つの危機」

小ピット政権初期の財政改革を新たな視点から評価するため、本研究では英国における財政＝軍事国家システムの「危機」に注目する。ここで言う「危機」とは、「平時において、毎年度の利払費が歳出全体の半分以上を占める深刻な財政硬直化が発生した状態」を指すものとする。特に大量

の国債発行による赤字補填が困難な平時においては、原則として歳出全体を毎年度の租税収入で賄う必要があったため、「危機」は利払費が税収の半分以上を消費してしまう状況を意味していた。英国がこのような深刻な財政硬直化に直面すると、その解消が政権の優先課題となって抜本的な財政改革が推進されたため、「危機」と財政改革はセットで現れるのが常であった。

前述した「危機」の定義に従うと、英国における財政＝軍事国家システムの「危機」は、①ウォルポール政権前期（1721～33年）、②小ピット政権初期（1783～92年）、③リヴァプール政権後期（1816～27年）の3つとなる。それぞれの「危機」に関して、以上のような時期区分を設定した理由は以下の通りである。まずウォルポール政権（1721～42年）では、1733年の消費税危機を契機に財政硬直化が緩和に向かったため、政権前期の約13年間を対象時期とした。次の小ピット政権（1783～1801、1804～06年）では、1793年にフランス革命戦争への参戦に踏み切ったため、政権初期の約10年間を対象時期とした。最後のリヴァプール政権（1812～27年）では、1815年に終結したナポレオン戦争の戦後処理が翌16年から本格的に始まったため、政権後期の約12年間を対象時期とした。実際には、リヴァプール政権以降も約25年間にわたり財政硬直化が続いていたが、これ以降は財政＝軍事国家システムが完全に放棄されているため、「危機」の対象時期から除外した。

これら「3つの危機」は、その時期こそ異なるものの多くの共通点を持っていた。詳細は後述するため、ここでは概要のみ紹介しておく。まず、いずれの場合も直前に（短期間の平和を挟んで）全面戦争が断続的に展開されていた。そのため、戦後の財政再建も十分になされないまま、戦費調達を目的とした大量の国債発行が継続され、深刻な財政硬直化を招いたのである。また、財政改革を担当した内閣は全て15年以上に及ぶ長期政権であり、下院での安定的な与党勢力を背景に、財政改革に有利な議会環境を有していた点でも共通していた。さらに3つの政権は、少なくとも対象時期に限定すれば、全面戦争を回避することで欧州での平和維持に尽力しており、財政再建に集中できる国際環境も共通して備えていた。しかし、

財政＝軍事国家システムの「危機」を克服するために行われた財政改革の結果は、3つの政権によって大きく異なっていたのである。

2. 3. 財政＝軍事国家の発展局面と衰退局面

ウォルポール政権前期の財政改革は、ファルツ継承戦争（1688～97年）とスペイン継承戦争（1701～14年）の戦後処理に加え、南海泡沫事件による混乱の収束を目的としていた。詳細な説明は第4章に委ねるが、ウォルポールは、第一大蔵卿（事実上の首相）であった1710年代に減債基金制度（sinking fund）の創設に尽力し、首相に就任した1720～30年代には低利借換措置（funding system）による利払費の圧縮や、間接税改革による増収基盤の整備に努めた。この財政改革には減債基金の流用や消費税計画の挫折といった問題点もあったが、少なくとも財政硬直化の早期緩和は実現された。実際、以後のオーストリア継承戦争（1740～48年）と七年戦争（1756～63年）の戦費調達も円滑に実行されており、この時期の財政改革は、財政＝軍事国家の発展局面として位置付けることができる。

一方、財政＝軍事国家の視点に立った場合、ウォルポール政権前期の財政改革と対照的な位置付けにあるのはリヴァプール政権後期の財政改革であった。この時期の財政改革は、フランス革命戦争とナポレオン戦争の戦後処理を目的としたものである。この戦争中には、国債発行による戦費調達がついに限界に達して、戦時増税がそれに取って代わったため、18世紀の全面戦争と異なり、戦後に減税と経費削減を要求する激しい運動が展開された。詳細な記述は第4章に譲るが、リヴァプール政権は戦時所得税の平時延長失敗によって、財政再建に必要な余剰財源を喪失した上、減債基金制度の改革も十分に実行できなかった。この財政改革によって、国家破産は辛うじて回避することが出来たものの、財政硬直化はこの政権以降も約四半世紀にわたって続いた。実際、クリミア戦争を唯一の例外として、英国は第一次世界大戦まで列強諸国との全面戦争を回避しており、この時期の財政改革は、財政＝軍事国家の衰退局面として位置付けることができる。

以上のように、財政改革による財政硬直化の解消（すなわち「危機」の克服）を基準とすれば、

ウォルポール政権前期の財政改革が財政＝軍事国家の発展局面に、リヴァプール政権後期の財政改革が財政＝軍事国家の衰退局面に該当することは、比較的明瞭である。実際、近年の財政＝軍事国家に関する研究においても、詳細な時期区分に相違はあるが、英国における財政＝軍事国家の展開に関して、両政権の位置付けは一致している。しかし、小ピット政権初期の財政改革に関する位置付けは、この2つの事例ほど自明ではない。

2. 4. 小ピット政権初期の財政改革への注目

小ピットが首相に就任した1783年には、アメリカ独立戦争が英国の敗北に終わったこともあり、政治・社会改革や財政改革を要求する動きが高まりつつあった⁷。詳細な内容は第4章で述べるが、小ピットは政権初期に減債基金制度を大幅に改正すると共に、余剰財源を確保するために消費増税を断行し、自由貿易の端緒となる関税改革にも着手した。少なくとも政権初期の段階では財政再建も順調に進展していたが、1793年のフランス革命戦争への参戦を契機に、財政硬直化を解消できないまま改革は中断された。既に述べたように、英国はこの対仏戦争中に国債発行による戦費調達が断念していることから、小ピット政権初期の財政改革は、肯定的に評価され難い側面を持っていると言える。

そもそも、小ピットはフランス革命が同国の弱体化に繋がるものと楽観視していたため、フランス革命戦争の勃発とそれに対する英国の参戦は予想外の事態であった⁸。またフランス革命戦争とナポレオン戦争は、それ以前の全面戦争とは異質な規模の大戦争となり、終戦直前には毎年の戦費が当時のGNP比で約20%にも及んだ⁹。小ピット政権は、開戦当初こそ国債発行による戦費調達という従来の方法を踏襲したが、対仏戦争が長期化の様相を呈して国家破産が目前に迫ると、財政原則の大幅な転換を迫られた。1799年における戦時所得税の導入がその分岐点であり、これ以後は租税収入が戦費調達を担当する一方、国債発行で利払費を負担する年度内会計原則（いわゆるプライマリー・バランス）が定着した¹⁰。これはまさに、財政＝軍事国家システムからの逸脱を意味する事態であった。このように、世紀転換期の対仏戦争は当時の英国財政に重大な影響を与える経験

であったため、平時の政権初期と戦時の政権中期以降を同列に扱うことは相応しくなく、また破産危機という帰結だけを見て、初期の財政改革を失敗と判断することも同様に困難であろう。

以上で述べてきたように、小ピット政権初期の財政改革はこれを単独で評価することも、政権中期以降の破産危機という結果から遡及的に評価することも、適切でないと思われる。そこで本研究では、財政＝軍事国家における評価が比較的明瞭なウォルポール政権前期やリヴァプール政権後期の財政改革との比較を通じて、財政＝軍事国家における「危機」とその克服という視点から、小ピット政権初期における財政改革の位置付けを再検討する。特に小ピット政権初期の財政改革が、あくまで財政＝軍事国家システムの消極的延命だけを意図していたのか、それとも積極的再建も視野に入れていたのかを明らかにすることに焦点を当てる。これを通じて、従来の研究では曖昧な状態にあった英国における財政＝軍事国家の末期に関するイメージを、より鮮明なものにしていきたい。

3. 先行研究の批判的検討

本章ではまず、本研究に関連する先行研究を①18世紀の英国財政史や財政＝軍事国家に関する研究、②小ピット個人やその政権初期に関する研究、③ウォルポール政権前期・リヴァプール政権後期に関する研究の3つに分類して、それぞれの分析傾向とその問題点を指摘する。その上で、本研究が採用する財政＝軍事国家の「3つの危機」とその比較分析というアプローチの意義を強調したい。

3. 1. 18世紀の英国財政史・財政＝軍事国家に関する研究

18世紀の英国財政史に関する研究としては、佐藤進 [1965]、Patrick K. O'Brien [1988]、仙田左千夫 [1998] などが挙げられる。まず佐藤進 [1965] は、18～19世紀の英国における租税制度の変遷を辿ったものであり、ウォルポール・小ピット・リヴァプール政権の財政改革に全て言及

している。これと同様に、仙田左千夫 [1998] も18～19世紀の英国における減債基金制度の展開に関して、大幅な制度変更が迫られた転換点として、上記3政権の財政改革を挙げている。その一方でPatrick K. O'Brien [1988] は、財政＝軍事国家の提唱以前から「長い18世紀」の英国財政史に注目していた研究で、国債・租税制度の発達による財政規模の拡大を指摘する際に、ウォルポール・小ピット政権の財政改革に触れている。

また、財政＝軍事国家に関する研究としては、Philip Harling [1996]、M. J. Daunton [2001]、Patrick K. O'Brien [2008] などが挙げられる。財政＝軍事国家を最初に提唱したJohn Brewer [1989] が、アメリカ独立戦争以降の時期に関して、財政＝軍事国家としての解釈を明示しなかったことは、既に述べた通りである。最初のPhilip Harling [1996] は、世紀転換期の英国における政治腐敗の縮減過程を検討したものであるが、財政＝軍事国家の衰退と腐敗縮減の進展を関連付けている点で興味深い。次のM. J. Daunton [2001] は、1799年の所得税導入を財政＝軍事国家が変質する分岐点として、1815年以降に財政＝軍事国家が衰退して厳格な均衡財政が定着する軌跡を追っている。最後のPatrick K. O'Brien [2008] は、フランス革命戦争とナポレオン戦争を財政＝軍事国家の絶頂期かつ終焉期として、英国における財政＝軍事国家の終点を1815年と捉えている。

これらの英国財政史・財政＝軍事国家に関する先行研究の問題点は、以下の通りである。まず18～19世紀の英国財政史に関する包括的な研究は、ウォルポール・小ピット・リヴァプール政権の財政改革に言及しているが、それらはあくまで併置されているに過ぎず、財政に関する制度や政策の要素を抽出し、それらを比較する段階にまで踏み込めていない。また財政＝軍事国家に関する研究は、世紀転換期の対仏戦争を特異な現象と見なしている点で概ね一致しているが、その直前期に該当する小ピット政権初期の財政改革に関しては、言及こそ豊富にあるものの、英国の財政＝軍事国家における位置付けは不明瞭である。

3. 2. 小ピット個人・小ピット政権初期に関する研究

小ピット個人に関する研究としては、John

Ehrman [1969], M. J. Turner [2004] などが挙げられる。まず John Ehrman [1969] は代表的な小ピットの伝記で、全3巻で約2000ページに及ぶ大著の初巻に該当し、政権初期に行われた財政・行政改革に関する叙述も豊富に見られる。また M. J. Turner [2004] は、小ピットの伝記としては比較的最近の研究であり、政権初期の財政・行政改革に関して、財政＝軍事国家 (John Brewer) や政治腐敗の縮減 (Philip Harling) といった近年の知見を踏まえた叙述がなされている。

さらに、小ピット政権初期に関する研究としては、J. E. D. Binney [1958], John Ehrman [1962], E. A. Reitan [2007] などが挙げられる。最初の J. E. D. Binney [1958] は、ノース政権後期から小ピット政権初期までに展開された財政・行政改革を、歳入・歳出部局の整理と会計制度の刷新という側面から描いている。次の John Ehrman [1962] は、小ピット政権初期の商業政策に関して、列強諸国との交渉過程に焦点を当てたもので、これが19世紀の自由貿易政策に影響を与えた点を強調している。最後の E. A. Reitan [2007] は、アメリカ独立戦争以前から試みられた財政改革の成果が、小ピット政権初期の段階で開花したと指摘し、この時期の財政改革を高く評価している。

これらの小ピット個人やその政権初期に関する先行研究の問題点は、以下の通りである。まず小ピット個人に関する研究では、財政＝軍事国家の概念を踏まえたものも近年に見られるようになったが、財政＝軍事国家の展開における位置付けまでは認識されていない。一方の小ピット政権初期に関する研究では、政権初期に行われた財政・行政改革は高く評価されているものの、「長い18世紀」という広範な視点から見た意義付けは十分でない。さらに小ピット政権の政策や人材は、リヴァプール政権に継承されたため、両者には多くの接点が見られるが、ウォルポール政権との接点は見えにくい状態にある。

3.3. ウォルポール政権前期・リヴァプール政権後期に関する研究

ウォルポール政権前期に関する研究としては、N. A. Brisco [1907], Michael Jubb [1984], 大倉正雄 [2000] などが挙げられる。まず N. A.

Brisco [1907] は比較的古い研究であるが、ウォルポールが関与した財政・商業・産業・植民地などの経済政策を包括的に扱っており、政権前期の財政改革への言及も詳しい。また Michael Jubb [1984] も同様に、ウォルポール政権の経済政策を分析したものであるが、経済発展と財政政策の関連性という視点から、財政改革が果たした役割を評価している。さらに大倉正雄 [2000] は、重商主義時代の財政思想史を中心に検討しているが、政権前期の財政改革にも言及しており、特に塩税論争や消費税危機に関する記述に詳しく、財政＝軍事国家の視点も導入されている。

一方、リヴァプール政権後期に関する研究としては、土生芳人 [1971], Barry Gordon [1976] [1979], Boyd Hilton [1977] などが挙げられる。最初の土生芳人 [1971] は、ナポレオン戦争以降の財政政策の展開を追跡した研究であり、リヴァプール政権後期の財政改革に関しては、対仏戦争による衝撃と財源確保の困難さを指摘している。次の Barry Gordon [1976] [1979] は、リヴァプール政権後期の財政・経済・商業・金融政策を検討した2巻本であり、特に当時高まっていた減税や経費削減を要求する運動にも言及している。最後の Boyd Hilton [1977] も、リヴァプール政権後期の農業・金融・商業政策を分析したもので、財政危機から脱却する糸口を関税改革に求めるまでの過程が丹念に綴られている。

これらのウォルポールやリヴァプールに関する先行研究の問題点としては、小ピット政権初期に関する研究傾向と同様に、リヴァプール政権の研究では小ピット政権との接点が比較的濃厚に見られるが、ウォルポール政権の研究では接点が希薄である点が挙げられる。ウォルポール政権前期の財政改革に関しては、消費税危機のような挫折も指摘されたが、国債制度の安定や租税制度の発展から、その改革が概ね肯定的に捉えられている一方で、リヴァプール政権後期の財政改革に関しては、関税改革の再開などの好材料もあるものの、余剰財源の喪失や財政硬直化の長期継続などから、改革が概ね否定的に捉えられている。しかし、ウォルポール政権とリヴァプール政権の財政改革に関しては直接的な接点がほとんどなく、財政＝軍事国家の視点から両者を対照的に検討する試みも見られない。

3. 4. 先行研究の問題点と本研究アプローチの意義

以上で述べてきたように、いずれの先行研究でも英国の財政＝軍事国家の展開における小ピット政権初期の位置付けは明確にされておらず、当時の財政改革が財政＝軍事国家の消極的延命に過ぎなかったのか、積極的再建まで踏み込んだものだったかは定かでない。また、小ピット政権初期における財政改革の内容自体は、これまでも多数の先行研究で詳細に検討されてきたが、ウォルポール政権前期やリヴァプール政権後期との比較分析は、財政＝軍事国家の視点からはほとんど行われてこなかった。さらに、フランス革命戦争とナポレオン戦争による世紀転換期の断絶も広く認識されてはいるが、そのことがかえって直前期に該当する小ピット政権初期の意義を見えにくくしている。

ウォルポール政権前期と小ピット政権初期の接点としては、英国財政史に関する研究において、それぞれの財政改革が減債基金制度の創設・改正を実現した点が指摘されたが、両者が財政硬直化を打開するために採用した他の財政政策の類似性は注目されていない。一方、リヴァプール政権後期と小ピット政権初期の接点は、前者の主要閣僚の多数が後者で初入閣した人物である点や、後者から前者に多くの政策が継承された点に見られるが、ウォルポール政権の事例とは逆に、両者が推進した財政改革の相違性は意識されていない。ここに財政＝軍事国家の「危機」とその克服という本研究が提起する枠組を導入すると、これまで先行研究が見落としてきた部分に光を当てることができる。

そこで本研究では、ウォルポール政権前期との共通点やリヴァプール政権後期との相違点に注目し、小ピット政権初期の財政改革を財政＝軍事国家の側面から再検討していく。その際に、財政＝軍事国家における「3つの危機」とそれに伴う財政改革を比較することは、単独での評価が最も困難な小ピット政権初期の事例を扱う上で有効な手法である。また、財政＝軍事国家の展開の中で小ピット政権初期の位置付けを明確にすることは、先行研究で最も手薄となっている財政＝軍事国家の末期像を形成することに貢献する。さらに、戦時に当たる政権中期以降と平時に当たる政権初期

を切り離して分析することは、対仏戦争の衝撃に引きずられず、政権初期の財政改革を客観的に評価することに寄与する。

4. 財政改革の比較分析と仮説の設定

本章では、冒頭で提示した分析視座に基づいて、財政＝軍事国家における「3つの危機」が発生した、①ウォルポール政権前期、②小ピット政権初期、③リヴァプール政権後期の財政改革を検討する。最初に各政権による財政改革を国債・租税の側面から分析し、その成果を経費の側面から評価した上で、それらを比較しつつ、最後に小ピット政権初期の財政改革が財政＝軍事国家の積極的再建を意図していたという仮説を設定する。

4. 1. 財政改革の比較分析における視座

「長い18世紀」の英国では、全面戦争が終結すると、国債発行を速やかに停止するため、戦時に膨張した軍事費を圧縮することが要求された。全面戦争の直後には、戦時の国債発行によって債務費が膨張しており、均衡財政を回復するまで軍事費を削減すると、しばしば財政硬直化が発生した。しかし戦争が終結しても、一定の平時軍備を維持する必要があったため、軍事費削減には限界があり、戦後の均衡財政への回帰は決して容易でなかった。平時に必要な軍事費を確保しつつ、均衡財政下で本格的な財政改革を推進するためには、十分な余剰財源を確保する必要があり、それが戦後財政改革の重要目標であった。

終戦直後に財政硬直化を緩和しつつ余剰財源を確保する方法としては、①国債改革による利払費圧縮、②租税改革による税収増加が挙げられる。軍事費を中心とする実質経費の削減は、財政収支の改善には寄与するが、平時軍備の不足と財政硬直化の悪化を促すため、余剰財源の確保には不適當であった。国債改革の手法には、減債基金制度と低利借換措置があり、前者は元本償還によって、後者は利下げによって利払費圧縮を図るものである。減債基金制度は債務問題の根本的解決を目指したが、利払費圧縮の速度は緩慢であった。それに対して、低利借換措置は債務総額を削減し

ない代わりに、利払費圧縮には即効性があった。一方の租税改革の手法には、直接税改革と間接税改革があり、前者は上流階級を、後者は中流階級以下を主な課税対象とするものである。直接税収入は税収確保が安定的な反面、その規模は限定的で、納税者の反発も極めて強かった。それに対して、間接税収入は景気に左右されやすいが、その規模は大きく、納税者の反発も比較的弱かった。

以上の内容を踏まえ、以下では各政権による国債改革を減債基金制度と低利借換措置の視点から、租税改革を直接税改革と間接税改革の視点から検討する。さらにそれらの改革成果を、平時軍備の維持と財政改革の継続に必要な余剰財源の確保という視点から評価することで、財政硬直化からの脱却に対する各政権の積極性を検討していきたい。

4. 2. ウォルポール政権前期の財政改革

4. 2. 1. ウォルポール政権前期の国債改革

1710年代に第一大蔵卿であったウォルポールの指示で構想された英国の減債基金制度は、彼が一時下野した時期に制度化され、1720年代から本格的に稼働した。一般的に「ウォルポール型」と通称されるこの基金制度は、総合・南海・一般の3つの基金を基盤として、それらの余剰金を統合したものであった。つまり、減債基金に繰り入れられる余剰金は、毎年度の財政赤字に相当するものであり、その金額は年々の財政状況によって異なった¹¹。また、ウォルポール型の減債基金は単利型であったため、減債基金の累積効果も小さく、長期的な償還計画も立てにくい制度であった。1730年代以降、財政赤字が頻繁に発生するようになると、減債基金の積立金がしばしばその赤字補填に流用されたこともあり、減債効果はさらに希薄となった¹²。こうした基金流用は野党からの厳しい批判にさらされたが、ウォルポール政権以降にも受け継がれ、次第に常態化するようになった。

このように多くの課題を抱えていた減債基金制度とは対照的に、ウォルポール政権初期の低利借換措置は極めて順調に進展した。1710年代の英国債は5%債が主流であったが、1720年代には4%債が、1730年代には3%債が中心となっており、低利借換の進行速度は目覚ましいものであった¹³。

このような低利借換が成功した背景には、短期債から長期債へ、長期債から永久債へという償還期間の長期化による影響があった。特に、償還期限のない永久債が登場したことは、英国債に対する信頼性が大きく向上したことを意味していた。利率3%の安定的な永久債であるコンソール債の成立は、1750年代のペラム（Henry Pelham）政権までずれ込んだが、1730年代初頭には既発国債の平均利率は約4%まで低下しており、低利借換の実質的効果は既に発揮されていた。1740年代以降の国債改革は、ウォルポール政権前期に実現された改革内容を洗練・発展させるものであったと言える。

4. 2. 2. ウォルポール政権前期の租税改革

ファルツ継承戦争やスペイン継承戦争において、地租は英国で最も有力な財源であり、戦時財政を支える役割を果たしていた。直接税の地租は、間接税の消費税より徴税費用が安価であり、税収金額の予測も比較的容易であったため、戦時の急激な費用膨張を支える上で都合が良かった。地租の税率は時々の財政状況に応じて、土地の年間収益の5~20%の範囲内で変動したが、上限の20%は自然限界と呼ばれており、これ以上の引き上げは戦時でも許容されなかった¹⁴。ウォルポール政権以前は英国における国債制度の黎明期であり、以後に比べて利率が比較的高く、その利払費を支えるために地租への依存は高まっていた。しかし地租に対する土地利益の反発は強く、平時では税率上昇の合意を得ることも容易でなかったため、彼らの支持を背景とするウォルポール政権は、地租の最終的廃止を念頭に置いて、それに代わる新たな有力財源を模索する必要に迫られていた。

ウォルポール政権が地租に代わる新たな有力財源として注目したのは、消費税であった。政権当初は、タバコ・茶・コーヒー・ワインなどの嗜好品が増税の主要な標的であったが、対象は次第に必需品にも拡大していき、1732年には前々年に廃止された塩税も復活した。さらに翌33年には、地租の完全廃止を目標に大規模な消費税増徴の計画が提起されたが、商業利益・金融利益・市民などによる反対運動を受けて挫折し、以後も地租は残存した¹⁵。こうして消費税への急激な比重移動

は失敗したが、この時期には消費税役人が増員され、徴税機構の整備も進展しており、消費税増徴への布石は着々と打たれていた。

一方、地租税率が引き下げられる中、消費税に次ぐ有力財源となったのは関税であった。「ウォルポールの平和」による安定を背景に、欧州諸国や植民地との貿易を促進するため、消費税改革と連携する形で関税改革も行われた。消費税の場合と逆に、嗜好品や原材料の税率を引き下げると共に、密貿易の取締を強化することで、長期的な税収増加が図られた¹⁶。こうした関税改革が自由貿易の端緒であるのか、それとも保護貿易の範囲内にあるのかは、従来の経済史研究でも議論が分かれているが、ウォルポールは自由貿易に否定的な立場を取っていたため、過度な保護貿易の是正措置（後者）と解釈する説が有力である。

4. 2. 3. ウォルポールによる財政改革の評価

ウォルポール政権前期には消費税の機構改革によって、平時にもかかわらず徴税役人が約40%も増員されたため、民事費における徴税費用も増加した。1735年には約3600人に達した消費税役人の総数は、この時期に初めて歳入部局の役人総数の半数を超え、七年戦争期までこの水準を突破することはなかった¹⁷。また、当時は政治腐敗に対する問題意識が希薄であり、多くの閑職に俸給が支払われていたが、それを糾弾するような激しい運動は展開されなかった¹⁸。当時の民事費は経費総額の15～20%であったが、実際に閑職に払われた俸給はその一部に過ぎなかったため、量的な経費削減の標的にはなりにくかった。

「ウォルポールの平和」の時期に該当する1720～30年代には、たしかに欧州で大規模な全面戦争も発生せず、国際情勢は相対的に安定していたと言える。しかし、それは薄氷を踏むように慎重な外交政策によってようやく保持されていた状況であり、全面戦争に発展する可能性のある危機はしばしば発生した。1730年前後にはフランスとの関係が一時的に悪化し、開戦寸前の状態に到るほどであったし、1733年にポーランド継承戦争が発生した際には、辛うじて中立維持に成功したほどであった¹⁹。「ウォルポールの平和」は約20年間の長期にわたって続いたが、その後半は予断を許さない不安定な平和であった。

一方、英国ではスペイン継承戦争の終結直後から軍備縮小の不徹底が追及されてきたが、1720年の南海事件でそれはピークに達した。ウォルポールは政権成立直後、200万ポンド前後はあった軍事費を150万ポンド前後まで一挙に削減することで、一時的な財政余力を確保した。しかし、英国が欧州諸国に対して海軍戦力の優位を確立したのはオーストリア継承戦争期であり²⁰、当時はそれ以前の段階にあったため、平時軍備の過度な縮小は戦争を招く危険性も高かった。そのため対仏開戦の危機が高まると、ウォルポール政権は250万ポンド前後まで軍事費を増大させ、危機回避後は200万ポンド前後に戻した。

4. 3. 小ピット政権初期の財政改革

4. 3. 1. 小ピット政権初期の国債改革

1786年、小ピットは約70年間にわたって継承されたウォルポール型の減債基金制度を抜本的に改正し、償還能力の向上を図った。この「小ピット型」と称される基金制度は、彼のプレーンであるリチャード・プライス（Richard Price）によって提案されたものだが、その基本理論である複利型の積立方式は、ウォルポール政権時代から既に指摘されていた²¹。ここで言う複利方式とは、減債基金に投入された資金で国債市場から既発国債を購入し、その解放利子を再び基金に戻すものである。小ピット型の減債基金は、ウォルポール型が採用しなかった複利方式を導入したため、基金規模は単利方式に比べて急速に拡大した²²。また、毎年度の財政黒字を基金に加算する方式を廃止し、毎年度の収支状況にかかわらず一定金額を繰り入れる方式を採用するなど、償還能力を向上させるための工夫がなされた。その結果、赤字補填への流用も困難になり、長期的な償還計画の立案も可能になったため、本格的な元本償還に向けた環境が整えられた²³。ウォルポール型基金の問題点は克服され、平時が続く限り大幅な元本償還が期待された。しかし、1793年に対仏戦争への参戦を余儀なくされたため、小ピット型基金の正常な運用はわずか6年間で終わった。

減債基金制度の大幅な改正が進展する一方、低利借換措置の前進は非常に困難であった。1750年代におけるコンソル債の成立以来、「3%永久債」の形式は定着して久しかったが、当時3%台

の国債を安定的に発行できたのは英国とオランダのみであり²⁴、国際的水準から考えても2%台への低利借換は困難であった。当時の国債発行は利率ごとに行われており、戦時に3%債による資金調達不足の年度には、しばしば4%債や5%債も発行されていた。2億ポンドを超越する累積債務を抱える中で、新たに2%台の枠組を設定しようとしても、国債保有者の反発を受けることは必至であり、低利借換措置は検討されなかった。

4. 3. 2. 小ピット政権初期の租税改革

小ピット政権は直接税改革に際して、地租の査定改正のような土地利益の反発が大きい大改革を避けて、比較的少額の税種に焦点を当てた。まず、従来は個別に徴収されていた家屋・窓・馬・下僕などの奢侈品を中心に課税されるアセスト・タックス (Assessed Tax) を一括管理するため、1785年に新たに直接税局を設置して、徴税業務の効率化を図った²⁵。この機構改革によって、印紙税収入や郵便収入など他の直接税に関する徴税効率も向上し、直接税収入は上昇した。間接税に遅れること約半世紀にして、ようやく間接税とは異なる直接税独自の徴税機構が構築され、ノウハウを蓄積した役人が養成されるようになった²⁶。政権初期の段階では、彼らの役割は整理された既存税種の一括管理に限定されていたが、対仏戦争中の1799年に戦時所得税が導入されると、徴税金額の査定や徴税業務の円滑化、税収総額の予測などに大いに寄与し、戦時財政を支えた²⁷。

政権初期の直接税改革が限定的であったのに対して、間接税改革は極めて徹底していた。小ピット政権は成立翌年の1784年に、早くも大幅な消費税増徴案を議会で通過させており、その対象は狩猟許可や営業免許などの許可申請、金・銀器や馬などの奢侈品だけでなく、煉瓦・帽子・蠟燭・紙などの必需品にまで及んだ。まさに「頭の天辺から足の裏まで」と揶揄されたように包括的な消費課税であり²⁸、ウォルポール政権前期の消費税計画の理念をさらに徹底した形で体現したものであった。当時はアメリカ独立戦争の終結直後であり、こうした大規模な増税は異例であったが、その後も消費税増徴は継続された。

また小ピット政権初期には、19世紀の自由貿易政策の端緒となる関税改革も実行された。茶関

税の大幅な引き下げ (112.5%→25%) に象徴されるように、一般的に高税率であった嗜好品に対する税率を引き下げると共に、当時悪化していた密貿易の取締を強化しており²⁹、アメとムチを巧妙に使い分けている点で、ウォルポール時代の関税改革と類似している。さらに小ピット政権は、フランスとのイーデン条約締結に象徴されるように、欧州諸国と関税に関する交渉を次々と展開しており、産業革命の開始による経済的優位を背景として、保護貿易から自由貿易への転換を試みることで、貿易振興を図った。

4. 3. 3. 小ピットによる財政改革の評価

小ピット政権は直接税局を新たに設置し、直接税専門の徴税役人を養成すると同時に、間接税局の更なる充実を図っており³⁰、平時でも徴税費用は上昇した。これらの機構改革は対仏戦争開始後の効率的な徴税業務に大きく寄与したが、同時に民事費における徴税費用の比率も急速に上昇した。また、1770年代から高まりつつあった政治腐敗への問題意識は、アメリカ独立戦争の末期から戦後にかけて改革運動に発展した。こうした動きを受けて、小ピット政権はウォルポール政権から増大してきた閑職整理に乗り出したが³¹、その効果は限定的なものにとどまり、大幅な経費削減には結び付かなかった。

小ピット政権初期の英国は、アメリカ独立戦争の敗北によって国際的孤立に陥っており、これを早期に解消することが外交政策上の重要課題であった³²。小ピットは、まずオランダ・プロイセンと軍事同盟を締結し、それを足場にオーストリア・ロシアを牽制することで、フランスの影響力を拡大を阻止することに成功した³³。こうして国際的孤立から脱却すると、欧州諸国と相次いで関税交渉を展開し、経済的な関係強化による欧州の安定維持を図った。しかし、小ピットはフランス革命を当初から楽観視して、フランスが弱体化する契機になると考えていたことから、想定外のうちに対仏戦争への参戦に追い込まれた。

一方、小ピット政権は対米戦争直後に成立したため、その当初から早急に軍備縮小を実現する必要に迫られていた。しかし当時の英国は国際的孤立に陥っており、急激な軍備縮小は困難であったため、終戦後も3年間は赤字が続いた。この間に

小ピットは財政改革を推進して税収増加に努めており、終戦時に約2倍もあった税収と経費の格差は急速に縮小していった。1787年に英国の国際的孤立が緩和の兆しを見せると、小ピット政権は海軍費を約300万ポンドから約200万ポンドに思い切って削減し、ようやく黒字化に漕ぎ着けた。その後、海軍費は税収増加に伴って約350万ポンドまで回復したが、これは当時の陸軍・軍需費の約250万ポンドを遥かに凌駕しており、極めて異例な高水準となった。

4. 4. リヴァプール政権後期の財政改革

4. 4. 1. リヴァプール政権後期の国債改革

リヴァプール政権後期では、小ピット型の減債基金制度が基本的には踏襲されており、小ピット政権初期のような大幅な改正は実行されなかった。ただし、戦時の設定を平時にそのまま適用することには問題があったため、いくつかの部分で修正が施された。まず、国債発行高の1%に相当する金額を減債基金に加算する戦時の拡大路線を停止し、1822年までに基金に積み立てられていた1600万ポンドに及ぶ既発国債を全て償還した。その上で新たに500万ポンドを原資として設定することで、戦時に拡大した基金規模を縮小した³⁴。小ピット型基金の特徴である定額繰入や複利積立は原則として維持されており、基金制度の根幹は継承されていたが、基金規模の大幅な縮小によって償還能力は著しく減退した。この背景には（詳細は後述するが）十分な余剰財源の欠如や債務償還不要論の台頭があり、小ピット型基金が設立当初に有していた債務償還の計画性も、この時期には損なわれた。小ピット政権時代に採用されなかった「高利借換」というプライスの奇策を採用すれば³⁵、基金規模が小さくても大きな償還効果が得られたが、これも採用されなかった。最終的にリヴァプール政権が退陣すると、ウォルポール型の減債基金が復活し、基金規模も償還能力もさらに減退したため、累積債務の大幅な削減は見られなかった。

減債基金制度がその効果を発揮できない中、低利借換措置も依然として進展しなかった。対仏戦争の終結によって、戦時には額面の半分まで下がった国債価格も安定を回復したが、そのために代って国債保有者は低利借換だけでなく、元本

償還にさえ難色を示すようになった。この時期には、オランダの衰退によって英国債が最も安全な投資先となっており、利払費の負担さえ可能であれば、低利借換や元本償還は不要であるとの議論も展開された³⁶。その結果、低利借換は長期にわたって凍結されたため、2%台の国債発行が初めて試みられたのは1853年、2%台での低利借換が本格的に実現したのは1888年であった³⁷。

4. 4. 2. リヴァプール政権後期の租税改革

1816年、リヴァプール政権は戦時所得税の基本税率を10%から5%に引き下げることで、平時での恒久化を試みたが、法案は否決されて廃止に追い込まれた。この審議に際して、所得税の即時廃止を要求する多数の請願が全国から寄せられており³⁸、リヴァプール政権は直接税の抜本的な改革を断念せざるを得なかった。戦時所得税はその規模こそ税収総額の20%ほどであったが、戦時増税の象徴的な存在であったことから、その廃止は戦後における減税の方向性を決定付けるものとなった。また戦時所得税を導入する際に、一定の国債購入を条件に地租の免除が認められたため、戦後の地租収入は激減しており、もはや有力な財源でなくなった³⁹。印紙税収入や郵便収入は戦時の水準を維持できたが、奢侈税も大幅な減税を余儀なくされ、政権末期の直接税収入は終戦直前の半分まで低下した。このような直接税収入の激減によって、間接税への依存は強化されることとなった。

しかし、戦時所得税の廃止を契機とする減税要求の高揚は、当時の最有力財源であった消費税を標的とせずにはおかなかった。財政赤字を回避するため、1819年度には一時的に消費税増徴が認められたが、その後は減税要求の再燃によって戦時増税の廃止が相次いだ⁴⁰。特に1822年、消費税の中でも有力な麦芽税と塩税の大幅な減税を余儀なくされたことは、消費税収入の約10%減少をもたらした。さらに、1825年に英国で世界初の近代的な恐慌が発生すると、景気悪化の影響を受けて、消費税収入は翌年に約20%も激減した。こうして消費税は最有力財源の地位から転落し、政権末期には関税と同等の水準となった。

一方、関税改革は終戦直後こそ低調であったが、1822～3年の内閣改造によってカニング

(George Canning) がその側近と共に入閣すると進展し、小ピット政権初期に着手された自由貿易政策が復活した⁴¹。商業・工業を中心に多数の品目で税率の引き下げが行われたが、穀物に代表される農産物に関しては改革が難航し、著しい成果は出せなかった⁴²。しかし、1825年の恐慌発生以降も貿易振興によって関税収入は増加したため、消費税収入の激減で生じた赤字の補填には成功した。ただし、当時は十分な余剰財源が欠如していたことから、関税改革には限界が多く、景気自体を浮揚させるほどの効果は望めなかった。

4. 4. 3. リヴァプールによる財政改革の評価

四半世紀に及ぶ対仏戦争によって、英国の平時財政規模は約3.5倍に膨張しており、その影響は徴税組織の肥大化に最も顕著に現れた。この戦争中に徴税費用は飛躍的に増大し、終戦直後には民事費の約40%に達しており、平時移行後もその減少傾向は緩やかであった。またリヴァプール政権後期になると、対仏戦争中に凍結されていた閑職整理が再開され、急進派の厳しい批判も受けて一定の成果を挙げた。しかし、閑職や年金の規模は小さく、前者で20万ポンド、後者でも50万ポンドほどであり、実際の削減額はその一部であった⁴³。これを当時の経費総額5800万ポンドと比較すると、わずか1%にも満たなかった。

1815年に対仏戦争が終結すると、欧州協調に基づく安定的な国際システムが形成された。このウィーン体制を構築した列強諸国の中で、英国は産業革命を唯一達成していたため、経済力と海軍力で突出した勢力を誇っており、欧州における相対的優位を確立した⁴⁴。終戦直後は、列強諸国による国際会議が頻繁に開催される会議体制(Congress System)が機能したことで、欧州情勢は急速に安定を回復した⁴⁵。1822年のヴェローナ会議を契機として、英国は列強諸国と一定の距離を置くようになったが、これ以降も欧州では列強同士の全面戦争が長らく発生せず、1850年代のクリミア戦争勃発まで平和状態は維持された。

一方、リヴァプール政権後期の英国では、1816年の所得税廃止を契機に減税要求が活発に展開されたが、余剰財源が不足していたため、それは自動的に経費削減要求に繋がった。当時の英国議会ではretrenchment(経費削減)という用語が盛

んに用いられ⁴⁶、その主要な標的は当然ながら実質経費の大半を消費している軍事費に設定された。この時期の英国は、海軍戦力でフランスとロシアの合計を凌駕すること(二国標準主義/two-power standard)を目標としており、それは辛うじて達成された⁴⁷。しかし、リヴァプール政権後期の厳しい経費削減要求の中で、潤沢な海軍費を確保することは困難であり、陸軍・軍需費に対して海軍費は約70%という低い水準に抑えられた⁴⁸。そのため、当時の英国海軍はその規模こそ圧倒的であったが、戦力の大半は対仏戦争で使い古した旧式の老朽艦であり、1830年代に入ると新式艦の導入でフランス海軍に先行を許すようになった。

4. 5. 本研究で論証すべき仮説の設定

まず、ウォルポール政権前期と小ピット政権初期における財政改革を比較し、その共通点に注目する。国債政策に関して、前者では低利借換によって利払費圧縮が進展したが、後者では更なる低利借換が困難であったため、前者が創設した減債基金を改正して元本償還を促進させた。租税政策に関して、前者は有力財源として消費税に注目したのに対して、後者は消費税増徴の範囲を拡大すると共に、徴税機構を整理して直接税増収をも図った。さらに前者で試みられた関税改革は、後者で洗練されて自由貿易政策の端緒となった。その結果、前者は利払費圧縮によって実質経費を維持したのに対して、後者は増収によって実質経費を増加させた。両者は共に「量出制入」の財政原則を堅持し、実質経費の削減回避に成功したのである。このように、小ピット財政改革はウォルポールのそれを発展的に継承したものであり、そこからは財政硬直化の解消への積極性が窺える。

次に、小ピット政権初期とリヴァプール政権後期における財政改革を比較し、その相違点に注目する。国債政策に関して、前者が導入した複利方式の減債基金は、後者でも原則的に維持されたが、基金縮小で元本償還は停滞した。さらに後者では低利借換も困難であったため、利払費圧縮の手段は封じられた。租税政策に関して、前者では直接税も間接税も大幅な増収を見せたが、後者では所得税が廃止された上、戦時増徴の消費税も減

税に追い込まれた。たしかに後者の関税改革は一定の成果を挙げたが、消費税減収で相殺された。その結果、前者は増収によって余剰財源の捻出に成功したが、後者は国債・租税政策の双方で余剰財源の捻出に失敗したため、「量入制出」の財政原則から経費削減が要求された。このように、リヴァプール財政改革は小ピットのそれを表面的には踏襲しているが、その度合は明確に後退しており、財政硬直化の解消への積極性が窺えない。

以上の内容を踏まえると、小ピット政権初期の財政改革は、少なくとも政策内容としては、財政硬直化の解消を目指していたと言える。まず国債政策では、低利借換の推進が困難な状況下で、減債基金の償還能力を高めることで、堅実な償還計画を立案した。次に租税政策では、消費税の課税対象を拡大し、関税改革を推進すると共に、直接税局を新設することで、短期間に急速な増収を実現した。アメリカ独立戦争の直後こそ戦時軍備の大幅な縮小を断行したが、財政改革の成功によって余剰財源が生じると、民事費も軍事費も再び増加に転じた。たしかに小ピット財政改革は、対仏戦争への参戦で挫折を強いられたが、政策内容から判断する限り、財政＝軍事国家の積極的再建を試みていたものと推論できる。本研究ではこの推論を仮説として設定し、次稿・次々稿でこれを論証する。

5. おわりに

本論文では、アメリカ独立戦争直後の財政危機に際して展開された小ピット政権初期の財政改革が、少なくとも政策内容に関しては、財政＝軍事国家の消極的延命ではなく積極的再建を目指していたと推論できることを、比較分析を通して確認した。これによって、英国の財政＝軍事国家における小ピット政権初期の財政改革の評価が明確になると共に、財政＝軍事国家の末期に対するイメージを鮮明にするための分析枠組が構築された。以下では本論文における各章要約を通じて、その内容を確認しておく。

まず第2章では、「財政＝軍事国家」という概

念を提示した上で、そのシステムが危機に直面した事例として、ウォルポール政権前期とリヴァプール政権後期の財政改革を挙げ、小ピット政権初期の財政改革を再検討する意義を鮮明にした。次に第3章では、①18世紀の英国財政史や財政＝軍事国家、②小ピット個人や小ピット政権初期の財政改革、③ウォルポール政権前期やリヴァプール政権後期の財政改革に関する先行研究をそれぞれ紹介し、それらの問題点と本研究が採用するアプローチの意義を説明した。また第4章では、①ウォルポール政権前期、②小ピット政権初期、③リヴァプール政権後期の財政危機に際して、各政権が採用した財政政策の内容を国債・租税の両側面から分析し、経費の側面からその成果と限界を確認した上で、それらの比較から次稿以降で論証する仮説を設定した。

次稿以降では本稿の内容を踏まえた上で、小ピット政権初期の財政改革に焦点を絞り、小ピットを初めとする財政政策担当者が、当時の財政危機をどのように捉えていたのか、また財政＝軍事国家の再建を意図していたのかを、一次史料を利用して詳細に検討する。その際には、国債政策・租税政策・経費政策の各側面に関して、財政改革の転換点となるような政策を採り上げ、議会・与党・内閣における議論や意思決定のプロセスに注目する。その政策分析においては、必要に応じてウォルポール政権前期やリヴァプール政権後期の事例を引き合いに出し、小ピット政権初期の政策担当者の意図を鮮明にする。

[注]

- 1 Brewer, John [1989], pp.xiii-xxii.
- 2 富田俊基 [2006], 106-22ページ。
- 3 18世紀中葉の英国では、増収総額に占める間接税収入の比率は約75%に達していたが、同時期のフランスでは、約50%に過ぎなかった。(Mathias, Peter & O'Brien, Patrick K. [1976], pp.611-24.)
- 4 欧州列強に関してはStorrs, Christopher (ed.) [2009], 欧州以外のアジア諸国に関してはYun-Casalilla, Bartolomé & O'Brien, Patrick K. (ed.) [2012] が挙げられる。
- 5 1990年以降のブリュッセルは、以前から継続してきた社会・文化史研究に回帰しており、財政＝軍事国家に関する議論からは一定の距離を置いている。
- 6 O'Brien, Patrick K. [1989] [2008] では、世紀転換期の対仏戦争に焦点が当てられており、O'Brien, Patrick K.

- [1988]でも、政権初期と中期以降の区別は明確に意識されていない。
- 7 1782年3月にノース (Frederick North) 政権が退陣してから、83年12月に小ピット政権が成立するまで、わずか21ヶ月間にロッキンガム (2nd Marquess of Rockingham)・シェルバーン (2nd Earl of Shelburne)・ポートルランド (3rd Duke of Portland) と次々に政権が交代し、その過程で改革の機運が高まった。(Reitan, E. A. [2007], pp.95-162.)
- 8 フランス革命戦争直前の1792年2月の段階でも、小ピットは以下のように述べていた。「今日の欧州情勢を鑑みるに、我が国の歴史において、現在ほど15年間の平和が無理なく期待できる時は、かつてなかったであろう。」(Cobbett, William [1806-20], vol.29, p.826)
- 9 Daunton, M. J. [2001], pp.22-5.
- 10 藤田哲雄 [2008], 77-88ページ。
- 11 National Debt Office (ed) [1898], pp.19-23.
- 12 Brisco, Norris A. [1907], pp.37-40.
- 13 National Debt Office (ed) [1898], pp.20-4.
- 14 地租税率が5%まで下げられたのは、1730年代前半の消費税計画の前後だけであった。(Ward, William R. [1953], p.101.)
- 15 Ashworth, William J. [2003], pp.64-81.
- 16 Jubb, Michael [1984], pp.123-32.
- 17 Brewer, John [1989], pp.67-8, 104-5.
- 18 ウォルポール政権前期 (1727年) に閣職・年金などの腐敗要素を有していた下院議員は257人に上り、リヴァプール政権後期 (1822年) の89人と比較すると約3倍であった。(Harling, Philip [1996], pp.17-21.)
- 19 この時期の対仏関係に関してはBlack, Jeremy [1987], 対英関係に関してはBlack, Jeremy [1989], ポーランド継承戦争に関してはBlack, Jeremy [1986] が詳しい。
- 20 Harding, Richard [2010], pp.1-8.
- 21 プライスの提案における複利積立方式は、1726年にナサニエル・グールド (Nathaniel Gould) が提起した国債改革案を基礎にしていた。(仙田左千夫 [1998], 46-58ページ。)
- 22 Hamilton, Robert [1813], p.208.
- 23 Binney, J. E. D. [1958], pp.110-6.
- 24 富田俊基 [2006], 112, 121, 129, 137, 139, 145ページ。
- 25 Dowell, Stephen [1884], pp.189-92.
- 26 Binney, J. E. D. [1958], pp.67-73.
- 27 Hope-Jones, Arthur [1939], pp.13-16.
- 28 Dowell, Stephen [1884], pp.184-8.
- 29 当時の関税改革に関してはMui, Hoh-Cheung & Mui, Lorna H. [1961] [1964] が詳しい。
- 30 この時期の間接税局の発展は、関税部局の整備を中心としたものであった。(Reitan, E. A. [2007], pp.206-12.)
- 31 Harling, Philip [1996], pp.42-55.
- 32 この時期の国際的孤立は、19世紀末期の「光栄ある孤立」(splendid isolation) と対照的に「光栄なき孤立」(unsplendid isolation) と称される。(Mori, Jennifer [1997], pp.52-9.)
- 33 Mori, Jennifer [1997], pp.59-66.
- 34 Hargreaves, E. L. [1966], pp.151-3.
- 35 複利積立型の減債基金では、市場から買い戻した既発国債の解放利子を繰り入れるため、利率が高いほど償還能力が向上することから、プライスは小ピットに高利借換を提案した。たしかに3%未満への低利借換措置が困難な状況下では、それは起死回生の奇策であった。しかし高利借換は、減債基金が計画通りに機能しない場合、確実に国家破産を招くため、小ピットはその高いリスクから採用を見送った。(仙田左千夫 [1998], 92-8ページ。)
- 36 リカード (David Ricardo) やヒースフィールド (Richard Heathfield) などの理論家が、大型財産税による一括債務償還論といった急進的な議論を展開する一方で、グレンヴィル (1st Baron Grenville) のような政治家は、債務償還不要論を提唱してこれに対抗した。(仙田左千夫 [1998], 166-77ページ。)
- 37 Hargreaves, E. L. [1966], pp.162-5, 207-13.
- 38 戦時所得税の廃止に関しては、新谷一伴 [1990] が請願を中心に分析を試みている。
- 39 Farnsworth, Albert [1951], pp.42-7.
- 40 対仏戦争終結直後の増税・減税に関しては、益永淳 [2002] が詳細に検討している。
- 41 Gordon, Barry [1976], pp.155-64.
- 42 Hilton, Boyd [1977], pp.269-301.
- 43 Harling, Philip [1996], pp.139-50.
- 44 当時の英国が欧州列強に対して有していた相対的優位は、外交史研究ではpredominance またはpre-eminenceと表現される。(Bartlett, C. J. (ed.) [1969], pp.31-53.)
- 45 Webster, Charles K. [1963], pp.47-59.
- 46 Harling, Philip [1996], pp.165-78.
- 47 田所昌幸 編 [2006], 12-6ページ。
- 48 海軍史家のグラームは、19世紀前半の英国は自ら相対的優位を勝ち取った訳ではなく、諸列強にそれを許容されただけである主張し、「許された優位」(permitted predominance) という表現を用いて、その脆弱性を指摘した。(Graham, Gerald S. [1965], pp.96-125.)

【参考文献】

1. 一次・統計史料

- Cobbett, William [1806-20], *Cobbett's Parliamentary History of England: from the Norman Conquest, in 1066, to the Year, 1803.*, London.
- Hamilton, Robert [1813], *An Inquiry Concerning the Rise and Progress, the Redemption and Present State, and the Management of the National Debt of Great Britain*, Edinburgh.
- Mitchell, B. R. [1988], *British Historical Statistics*, Cambridge. (B. R. ミッチェル 編／犬井正 監訳・中村 壽男 訳 [1995], 『イギリス歴史統計』, 原書房。)

- National Debt Office (ed.) [1898], *History of the Earlier Years of the Funded Debt, from 1694 to 1786*, London.
2. 洋語書籍
- Ashworth, William J. [2003], *Customs and Excise: Trade, Production, and Consumption in England, 1640-1845*, Oxford.
- Bartlett, C. J. (ed.) [1969], *Britain Pre-eminent: Studies of British World Influence in the Nineteenth Century*, London.
- Binney, J. E. D. [1958], *British Public Finance and Administration, 1774-92*, Oxford.
- Black, Jeremy [1987], *The Collapse of the Anglo-French Alliance, 1727-1731*, Gloucester.
- Brewer, John [1989], *The Sinews of Power: War, Money, and the English State, 1688-1783*, London. (J. プリュア／大久保桂子 訳 [2003], 『財政＝軍事国家の衝撃：戦争・カネ・イギリス国家1688-1783』, 名古屋大学出版会。)
- Brisco, Norris A. [1907], *The Economic Policy of Robert Walpole*, New York.
- Daunton, M. J. [2001], *Trusting Leviathan: the Politics of Taxation in Britain, 1799-1914*, Cambridge.
- Dowell, Stephen [1884], *A History of Taxation and Taxes in England: from the Earliest Times to the Present Day*, London.
- Ehrman, John [1962], *The British Government and Commercial Negotiations with Europe, 1783-1793*, Cambridge.
- Ehrman, John [1969], *The Younger Pitt, The Years of Acclaim*, London.
- Farnsworth, Albert [1951], *Addington, Author of the Modern Income Tax*, London.
- Gordon, Barry [1976], *Political Economy in Parliament: 1819-1823*, London.
- Gordon, Barry [1979], *Economic Doctrine and Tory Liberalism, 1824-1830*, London.
- Graham, Gerald S. [1965], *The Politics of Naval Supremacy: Studies in British Maritime Ascendancy*, Cambridge.
- Harding, Richard [2010], *The Emergence of Britain's Global Naval Supremacy: the War of 1739-1748*, Woodbridge.
- Hargreaves, E. L. [1966], *The National Debt*, London. (E. L. ハーグリーヴズ／一ノ瀬篤・斎藤忠雄・西野宗雄 訳 [1987], 『イギリス国債史』, 新評論。)
- Harling, Philip [1996], *The Waning of "Old Corruption": the Politics of Economical Reform in Britain, 1779-1846*, Oxford.
- Hilton, Boyd [1977], *Corn, Cash, Commerce: the Economic Policies of the Tory Governments, 1815-1830*, Oxford.
- Hope-Jones, Arthur [1939], *Income Tax in the Napoleonic Wars*, Cambridge.
- Mori, Jennifer [1997], *William Pitt and the French Revolution, 1785-1795*, New York.
- Reitan, E. A. [2007], *Politics, Finance, and the People: Economical Reform in England in the Age of the American Revolution, 1770-92*, Houndmills.
- Storrs, Christopher (ed.) [2009], *The Fiscal-Military State in Eighteenth-century Europe: Essays in Honour of P.G.M. Dickson*, Farnham.
- Turner, Michael J. [2004], *Pitt the Younger: A Life*, London.
- Ward, William R. [1953], *The English Land Tax in the Eighteenth Century*, London.
- Webster, Charles K. [1963], *The Foreign Policy of Castlereagh, 1815-1822: Britain and the European Alliance*, London.
- Yun-Casalilla, Bartolomé & O'Brien, Patrick K. (ed.) [2012], *The Rise of Fiscal States: a Global History, 1500-1914*, New York.
3. 洋語論文
- Black, Jeremy [1986], "British Neutrality in the War of the Polish Succession, 1733-1735", *International History Review*, vol.8, pp.345-66.
- Black, Jeremy [1989], "Anglo-Austrian Relations, 1725-1740: a Study of Failure", *British Journal for Eighteenth-Century Studies*, vol.12, pp.29-46.
- Jubb, Michael [1984], "Economic Policy and Economic Development", Black, Jeremy (ed.) [1984], *Britain in the Age of Walpole*, Basingstoke, pp.121-44.
- Mathias, Peter & O'Brien, Patrick K. [1976], "Taxation in Britain and France, 1715-1810", *Journal of European Economic History*, vol.5, no.3, pp.601-50.
- Mui, Hoh-Cheung & Mui, Lorna H. [1961], "William Pitt and the Enforcement of the Commutation Act, 1784-8", *English Historical Review*, vol.76, pp.447-65.
- Mui, Hoh-Cheung & Mui, Lorna H. [1964], "The Commutation Act and the Tea Trade in Britain 1784-1793", *Economic History Review*, 2nd ser., vol.16, no.2, pp.234-53.
- O'Brien, Patrick K. [1988], "The Political Economy of British Taxation, 1660-1815", *Economic History Review*, 2nd ser., vol.41, pp.1-32.
- O'Brien, Patrick K. [1989], "Public Finance in the Wars with France, 1793-1815", Dickinson, Harry Thomas (ed.) [1989], *Britain and the French Revolution, 1789-1815*, Basingstoke, pp.165-87.
- O'Brien, Patrick K. [2008], "The Triumph and Denouement of the British Fiscal State: Taxation for the Wars

against Revolutionary and Napoleonic France, 1793-1815", Storrs, Christopher (ed.) [2009], pp.167-200.

4. 邦語書籍

- 大倉正雄 [2000], 『イギリス財政思想史：重商主義期の戦争・国家・経済』, 日本経済評論社。
- 佐藤進 [1965], 『近代税制の成立過程』, 東京大学出版会。
- 仙田左千夫 [1998], 『イギリス減債基金制度の研究』, 法律文化社。
- 田所昌幸 編 [2006], 『ロイヤル・ネイヴィーとパクス・ブリタニカ』, 有斐閣。
- 富田俊基 [2006], 『国債の歴史：金利に凝縮された過去と未来』, 東洋経済新報社。
- 土生芳人 [1971], 『イギリス資本主義の発展と租税：自由主義段階から帝国主義段階へ』, 東京大学出版会。
- 藤田哲雄 [2008], 『イギリス帝国期の国家財政運営：平

時・戦時における財政政策と統計1750-1915年』, ミネルヴァ書房。

5. 邦語論文

- 青木康 [1976], 「ホイッグ党のイーデン条約反対論：イギリス産業革命初期の工業利害と政党」, 『西洋史学』, 日本西洋史学会, 104巻, 254-70ページ。
- 新谷一伴 [1990], 「一八一六年のイギリス議会と世論：所得税廃止を事例として」, 『史苑』, 立教大学, 50巻1号, 27-47ページ。
- 一ノ瀬篤 [2008], 「国債整理基金特別会計とピット減債基金」, 『桃山学院大学経済経営論集』, 桃山学院大学, 50巻1・2号, 219-46ページ。
- 益永淳 [2002], 「対仏戦争後のイギリス財政の展開とD.リカードウ：年度内経費調達主義の放棄と純化」, 『経済学論纂』, 中央大学, 42巻6号, 317-46ページ。

板倉 孝信 (いたくら たかのぶ)

所 属 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

最終学歴 早稲田大学大学院政治学研究科修士課程

所属学会 政治経済学会, 日本政治学会, 日本西洋史学会, 社会経済史学会,
早稲田大学史学会

研究分野 西洋政治史 (18・19世紀/英国)

